

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

靖国神社代替施設

【法案に反対する理由】

1) 国家予算が困窮する現状で、靖国神社代替施設の建設を推進する必要性を感じないから

与党民主党が衆議院議員選挙の折に公約された、「子ども手当」の創設等による財源確保のため各省に対し事業の執行停止を促し、それでも削減額が不足しておられる旨が報じられております。

都心の一等地に代替施設を建設するには、巨額の費用がかかるものと思われます。そのような厳しい国家の財政事情の中、なぜあえてわざわざ新たな追悼施設を建設せねばならないのでしょうか。

追悼施設としては既に全国戦没者追悼式も行われる千鳥ヶ淵戦没者墓苑等が存在しています。にもかかわらず、新たな施設の建設を推進するのは、建設事業に関わる業者だけに利益をもたらす、いわゆる“ハコモノ”を作るに過ぎない血税の無駄遣いであると考えます。

2) 靖国神社には600万人もの国民が参拝しているという事実が存在するから

1) で述べたような金額的な問題以前に、多くの国民がこの問題を、こうした一片の書面などでは到底書き表せない、心の中の問題として考えています。

靖国神社は年間約600万人もの国民が参拝する神社です。この600万人の国民は、新たな代替施設が建設されようとも、決してその新施設には参拝しないでありましょう。代替施設問題が浮上するだけで、国民の心は深く傷つけられています。現代に生きる国民の多くが、先人たちから今も「国を守る」、「家族を守る」とはどういうことか教えられ続けているからです。

「国民の生活が第一という観点」があるのであれば、この600万人の「国民」の思いを想像し、まずその声に真摯に耳を傾けるべきであり、ましてそれらの声よりも近隣諸国の内政干渉に媚びようとする態度は日本国民、また我々の祖先に対する大いなる冒瀆であると考えます。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

外国人参政権

【法案に反対する理由】

1)日本における外国人参政権付与の対象とされている「永住者」「特別永住者」のうち、42万人を占める特別永住者（主に韓国人）には、本国である韓国において「在外韓国人参政権」が与えられることになったから

平成 20 年末現在、主に在日韓国人である「特別永住者」は 42 万人も外国人登録しています。この在日韓国人は、2012 年の総選挙から在外選挙権が認められ、日本にいながらにして韓国の参政権を行使できるようになります。韓国の参政権を保持しながら、同時に日本の参政権も付与されるのは内政干渉になると考えられ、国防や教育などに絶大な影響を及ぼすことが予想されます。

2)参政権を与えた場合の、国境の離島など人口の少ない市町村への影響が最も強く懸念されるから

日本において最も強く参政権を要求している 42 万人の「特別永住者」は、「韓国民潭」という強力な組織を持つ、外国人の最大勢力です。

彼らが参政権行使のために組織的に外国人登録を移し、帰化した同胞を首長や議員に立候補させれば、人口の少ない市町村においてははいても容易に乗っ取りが可能となります。

特に国境の離島を抱える地方の国防が脅威に晒されることとなります。

3) 外国人参政権は、憲法 15 条の条文に明らかに反し、また平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判決においても外国人参政権は違憲である旨の判決がなされています。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

重国籍

【法案に反対する理由】

1)重国籍を認めることは、即ち日本国籍保持をしながら外国籍を離脱しない者に対し、日本国民固有の権利を渡すことになり、日本国の利益を著しく損なう虞があるから

選挙権や被選挙権、教育を受ける権利といった日本国民固有の権利を享受する目的で、あえて複数の国籍を保持する者が出現する虞があります。

また仮に反日教育を施す国家の国籍保持者が、日本国家の利益を著しく損なう事を目的として、あえて日本国籍を併せて保持する可能性があり得ます。この場合、事実上の外国人に日本の主権を渡し、政治や教育など公権力を持つことになり、国家的利益を著しく損なうことになりかねないと考えます。

2) 重国籍を認めることは、即ち日本国籍保持をしながら外国籍を離脱しない者に対し、複数の国家に対する義務が生じることになるから

日本国籍と日本国籍以外の国籍の重国籍を認めると、重国籍者は、勤労、納税、子女に教育を受けさせる義務、といった日本国民の義務を負わなければならない一方で、多くの諸外国で実施されている徴兵義務等も果たさなければならないことになり、重国籍者自体の負担は計り知れません。

また、徴兵義務等を果たした外国籍者が同時に日本国籍も保持するとなると、有事の際には国防上の脅威となりかねません。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

戸籍制度廃止

【法案に反対する理由】

1) 戸籍制度の廃止により相続人の特定が困難になるから

現状、相続が生じたとき、被相続人の死亡時の戸籍謄本から順次出生まで遡って戸籍・除籍謄本を入手し、相続人を調査し特定しますが、戸籍制度が廃止されたら、一体どのような手法でこれを調査すれば良いのでしょうか？

とくに被相続人に子も直系尊属もない場合、兄弟姉妹が相続人になりますが、この場合の調査方法として、被相続人の親の戸籍のかなり若い時まで遡らなければなりません。異母兄弟、異父兄弟などが存在するか否かを特定するためです。戸籍制度がなければこれをどのように調査するのでしょうか。

戸籍制度がなければ、本来の相続人が除外されるという不利益を招きかねません。

2) 戸籍は日本国籍を有する者の身分関係を証明する唯一無二の公的証書であり、行政事務において極めて重要な役割があるから

戸籍は、出生・氏名・婚姻・子・養子縁組・帰化・国籍離脱など、日本国民一人一人を出生関係により登録する制度であり、行政事務において婚姻・離婚の届出や日本国旅券の発行を容易にできるものです。

この制度によって、婚姻適齢、重婚、再婚禁止期間、近親婚でないか・直系姻族間でないか・養親子間でないか否か等の婚姻要件が一度にわかります。戸籍制度が廃止されれば、行政事務の現場において混乱を招き、他の事務への影響が出ることも懸念されます。

海外において、日本国旅券の信頼性が高いのは、この戸籍制度を利用し、厳密な身分関係が明らかにされていることも一因だと考えられます。

以上

住所

氏名

年齢

歳

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

偽装人権擁護法案

【法案に反対する理由】

1) 偽装人権擁護法案は、日本国憲法 21 条に反し違憲であると考えられるから

偽装人権擁護法案では、人権侵害を救済する機関「人権委員会」を新設するということですが、そもそも「人権」の定義が曖昧であり、人権委員会が恣意的に解釈・運用する危険性が高いことが容易に想定できます。

従ってこれは日本国憲法第 21 条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」に反する違憲法案であると考えます。

2) 偽装人権擁護法案は、日本国憲法 33 条に反し違憲であると考えられるから

偽装人権擁護法案が定めようとする、「特別救済手続き」は、令状なしの出頭要請や関係先への立ち入り検査、捜索・押収が可能となること、もし正当な理由なく拒否すれば、30 万円以下の過料を科すことができるという内容です。

これは明らかに日本国憲法第 33 条の、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」に反する違憲法案であると考えます。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

国立国会図書館恒久平和局

【法案に反対する理由】

1) 国内唯一の国立図書館である国立国会図書館には、政治的中立を望むから

国立国会図書館のウェブサイトには、国立国会図書館の役割として、「国会の活動（立法、行政監視）に、立法府自前の、客観的な、資料に基づいた調査と情報が必要だから」とあります。国立国会図書館恒久平和局設置に伴う「国会の活動に必要な客観的な資料に基づいた調査」の中には、すでに多くの歴史学者の方の多年にわたる研究の下、結論が出ているものもあり、その内容は政府見解として出されている複数の「談話」と異にするものもあります。歴史的判断に際しては、あくまでも事実に基づく専門家の手による資料の解明によることを希望し、政治的中立を望みます。

2) 恒久平和局設置に伴い、現存する文献等が廃棄される懸念があるから

上記 1) で述べましたとおり、すでに多くの歴史学者の方の多年にわたる書籍、文献、文書、資料に基づく研究の下で、政府見解として出されている「談話」と異にする結論が出ている件につき、現在の政府見解による複数の「談話」や、「恒久平和局」と意見を異にする文献等が廃棄されないか、これを大いに懸念します。

多くの国民が国立国会図書館に期待する最大の役割は、あらゆる書籍、文献等の保管であるからです。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

1000 万移民推進

【法案に反対する理由】

1) 移民を推進する前に、日本人の雇用を安定させる必要があると考えるから

平成 21 年 7 月の失業率は 5.7%であったと聞いています。単純労働者である移民推進の議論の前に、こうした国内の失業者を優先的に採用する対策を行うべきです。移民はまず語学や生活習慣から指導しなければなりません。その点、日本人にはそうした懸念はありません。

失業者数の増減と自殺者数の増減が強く関連しているというデータもあります。そうすると、日本人の雇用を守るという事は、日本人の人命を守ることに直結します。

1000 万人の移民が日本で職を得るということは、日本人の 1000 万人が職を失うことになりません。

日本の政治家ならば、まず日本人の雇用と生命を守るべきと考えます。

2) 来日外国人の犯罪者数は著しく多いから

平成 20 年中の来日外国人（永住者などを除く）犯罪（刑法犯及び特別法犯）の検挙件数、人員は 31,252 件、13,885 人だそうです。特に、国籍別で見たトップの国では反日教育が行われており、こうした国の出身者の一部には、日本人の生命や財産を侵害することに何らの罪悪感も抱かない者もおりましよう。

経済成長の確保が目的で移民を推進しようというのなら、まずは日本人の犯罪被害の現状をつぶさにご調査頂きたいようお願い申し上げます。

「経済成長」というのは、企業が成長することだけを意味するものではないはずです。

そうしますと、移民推進が日本の「安全な国家」というブランドを捨ててまで確保できるほどの経済成長なのか否か、甚だ疑問です。

そもそも移民を受け入れるための福祉や教育などの行政コストのみならず、治安維持にかかるであろう膨大なコストを鑑みた場合、結局はこれらの行政コストは国民の負担になってくるものであると思われまます。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

女性差別撤廃選択議定書

【法案に反対する理由】

1) わが国においてはもはや女性であるということだけで差別されている現状にないから

批准した国の個人または集団が、条約が定める権利が侵害されたとして、国際連合の女性差別撤廃委員会に対し直接通報ができるという、女性差別撤廃条約の選択議定書の批准に反対いたします。

わが国においては、既に女性であるという理由での差別は無いものと思われ、むしろ性差別を受けているのは男性の側です。

例えば、寡婦年金については夫が死亡した妻に対しては支給される場合がありますが、妻が死亡した夫に対しては支給されません。児童扶養手当についても母子家庭には支給されますが父子家庭に対しては多くの自治体で支給されません。

現状、男性が育児休業を取得することは、女性に比べて困難であることが多いですし、“女性専用車両”はあっても“男性専用車両”はありません。

従って「性差別を受けるのは女性のみである」というステレオタイプで安直な考え方による批准には賛成できません。

2) 日本のような女性差別の存在しない国家に対し、日本の最高裁判所の上位の裁判機関としての性格を帯びる女性差別撤廃委員会が干渉することは、国際連合憲章第 2 条に反することになると考えるから

「女子差別撤廃委員会」は、国連憲章第 7 条に定められた機関に該当すると思われませんが、そもそも女性差別撤廃選択議定書を批准しなければならない国は、現に女性に対する差別が行われている国であるはずです。

上記 1) で述べたように、わが国のような女性差別の存在しない国家に対し、日本の最高裁判所の上位の裁判機関としての性格を帯びる女性差別撤廃委員会が干渉することは、国際連合憲章第 2 条にある、「国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく」に反するものであると考えられます。

従って、わが国で女性差別撤廃選択議定書を批准することは国際連合に対し、あえて憲章 2 条違反を導くものとなり、反対いたします。 以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

夫婦別姓(選択制別姓)

【法案に反対する理由】

1) 夫婦別姓(選択制別姓)は、複数の子供の姓を統一しなかった場合、家族の一体感を損なう可能性があるものだから

夫婦の間に生まれた複数の子供の姓について、父親または母親のいずれかの姓を選択できる制度になった場合、親子兄弟がばらばらの姓を名乗ることになり、家族としての一体感が維持されるかどうか、甚だ疑問に思います。欧米で言う、ファミリーネームというものが無くなり、他人が見て誰と誰とが家族であるか分からない不都合も生じると考えられます。戸籍や住民票の記載も、紛らわしいものとなり、行政事務の現場での混乱もきたしかねません。

2) 夫婦別姓(選択制別姓)は現在、夫婦という大人の都合でしか議論されておらず、間に生まれた子供の人権を損なう可能性があると考えから

子供の姓を子供自身が選ぶ、という場合においても両親、祖父母、その他の親類など周囲の大人の都合により、いずれかの姓を強要される可能性があります。この場合子供の選択権が著しく狭いものとなり、大人の利害関係に巻き込まれる可能性もあり、状況によっては子供の人権をも侵害する危険性があります。

3) 「日本以外の諸外国の中には夫婦別姓を採用している」との意見もありますが、それが日本も同様にすべきだという直接的な理由には結びつくものではありません。何故なら、その国で施行される法律は、あくまでも当該国の歴史、民族性、慣習等によって決定されるべきものであり、「外国がこうしてるから、ああしてるから」と追随する必要性は全くありません。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

日教組教育復活

【法案に反対する理由】

1) 日教組の教育方針には、道徳教育が含まれていないから

現在、全国の小中学生全員を対象に、約 500 万部を無償配布している『心のノート』を、与党民主党が無駄撲滅のための政府全体の予算事業検証の中で、「廃止」と分類したとの事、一国民として強く反対いたします。『心のノート』は、そもそも少年による重大事件が相次いだことを受けて、道徳教育を充実させるために文部科学省が作成したものではなかったのでしょうか。

向上心を持つことや、他人や社会との関わり方、自然や命の大切さを考え、約束、きまり、法を守る。自分のためだけでなく皆のために生き、家族も大切にし、故郷や日本の文化は尊重する。こうした内容の教育が「無駄」であるとする考えは、何よりの社会の宝である子ども達そのものを疎かにすることです。

これは将来の日本を担うべき人材の育成を放棄するに等しいことであり、日本人の美徳、経済力、国力を低下させ、ひいては国家の衰退につながる危険をはらむと考えます。

2) 日教組は教育者という尊い職責を自ら否定していると思われるから

日教組は、本年 4 月からスタートしたばかりの教員免許更新制について、「国による教育統制が強まる」といった反発の声を上げておられるようです。しかし、そもそも教員免許更新制は、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものであり、不適格教員を排除することを目的としたものではありません。

たかだか 10 年に 1 度の講習を「国による教育統制」として拒まれるのは、将来を担う子ども達を教育するという、尊い職責を自ら否定することです。自信も誇りも無いまま教壇に立ち、社会の尊敬と信頼も不要、と考える教員から、誰が進んで学びたい、あるいは我が子を学ばせたいと思うのでしょうか。

学業というものは、短い時間で修めるものでないだけに、子ども達の手本となるにふさわしい、教育者としての自覚を持った先生方に教壇に立って頂きたい、切に願います。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

地方主権

【法案に反対する理由】

1) 地方主権は、外国人参政権の導入との組み合わせにより一気に日本解体を招くから

民主党政策集 INDEX 2009 『分権改革』によれば、地域主権の推進の効果として、「国と地方の関係を『上下・主従の関係』から『対等・協力の関係』に改めます」との記載があります。また、その直後の記載には、「住民投票を地域の意思決定に積極的に取り入れるため、『住民投票法』を制定します」との記載があります。

つまりこれは、国の権限を縮小し地域の権限を肥大化させた上で、住民投票により地方の暴走を許す危険性を孕むことを示唆しています。国を統率する首相は一人ですが、全国の 47 都道府県知事、1800 近くもいる市町村長が首相と「対等の関係」になれば、まず間違いなく国家としての意思統一が困難になってきます。さらに、民主党が結党以来掲げている「永住外国人の地方選挙権」との組み合わせにより、地方行政に外国人の意思が尊重される結果を招きます。外国人の意思が尊重された地方の意思が国家と対等の関係になれば、わが国は徐々に分裂し解体し、主権までもを喪失する、国家の根幹に関わる事態となります。

2) 民主党が提唱する公共事業改革と地域主権とは並存できないと考えるから

民主党政策集 INDEX 2009 『公共事業改革』によれば、「省庁縦割りのムダを省くため、社会資本整備関連計画を一本化し国会承認事項とするとともに、再評価・事後評価の仕組みを盛り込んだ『公共事業コントロール法』を制定します。これにより、ムダを省き効率的で地域の実情にあった、本当に必要とされる公共事業を推進します。」とあります。ここに、その推進される「公共事業」を必要とするのは「地域の実情」であると明言されておられます。

一方で、同政策集『地域主権の確立』によれば、「国の役割は、外交、防衛、危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通貨、市場経済の確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定していきます。」とあります。

そうなりますと、「公共事業」が必要とされる「地域の実情」が存在するか否かの判断はその地域に委ねられることになり、国家が口を挟むことはできなくなります。結果として、地方の要求するままに公共事業を推進することになり、公共事業改革と地域主権とは並存できない矛盾した理論であると考えます。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

CO₂ 25%削減

【法案に反対する理由】

1) そもそも地球温暖化の原因がCO₂の排出ではないとする専門家の意見が存在するから

地球温暖化の原因が、CO₂を主とした人為的な温室効果ガスの排出が主因だとされていることに反対する専門家の意見があります。太陽活動や宇宙線の影響、地球内部の活動、火山活動などの、自然活動の影響の方が大きいとする学術的知見です。しかもこれは決して少数意見ではないようで、NASAでも太陽活動の影響であるとの意見が出ているようです。CO₂の排出が主因でない可能性が大きく存在する以上、まずは長年に亘りこの研究を行っている専門家の叡智に耳を傾け、安易な削減目標を具体的数値として国内外に公表すべきではないと考えます。

2) CO₂ 25%削減を公約することは、国内企業に対し大幅な削減義務を強いることになり、経済に多大な負担が予想されるから

CO₂ 25%削減の目標達成には、個人や一般家庭の取組みよりも、製紙業界・出版業界、石油業界・鉄鋼業界、自動車業界、発電業界など、企業の取り組みが不可欠であり、生産活動の抑制を迫られる可能性があります。目標達成が見込めない企業は、国内での工場の閉鎖を余儀なくされ、海外へと拠点を移さざるを得なくなり、その結果、人員削減や解雇という状況を招くこととなります。これらの業界の下請企業は倒産の憂き目に合う事が予想されます。海外へ拠点を移すことのできない企業は、その分のコストを製品や商品価格に転嫁せざるをえず、それらを購入する国民にとって、大きな経済的負担となり、その結果消費が低迷することも予想されます。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10 月 27 日

【請願する法案】

東アジア共同体構想

【法案に反対する理由】

1) 東アジア各国における経済格差が顕著だから

東アジア共同体構想は、東アジア各国の経済格差が顕著であるという点において極めて大きな課題があります。

日本の 2008 年の 1 人あたり GDP は 38,443 ドルですが、韓国は 19,115 ドル、中国は 2,912 ドルです。こうした経済格差を考慮することなく、東アジア共同体という、「ヒト」「モノ」「カネ」の移動を自由化しようとする構想を実現しようとする政策は、わが国に大量の移民を招き、品質において不安定な商品の流入を防止できず、また何よりわが国の国家財政ならびに民間の経済活動、ひいては国民の生活に甚大な損失を与えることが容易に予測される愚策であると考えます。

2) そもそも内閣総理大臣が国民の議論や国会の決議を待たず、他国首脳に対して個人の理想を主張することについて日本国憲法 41 条に反し、違憲と考えるから

貴殿は、内閣総理大臣就任から僅か数日の後に中国の胡錦濤国家主席に対し、この東アジア共同体構想を提案しておられます。しかし、憲法 41 条にあるとおり、「国権の最高機関」は国会なのであり、内閣ではありません。また我が国は民主主義を採用する国家であり、独裁制ではありません。国民の活発な議論を待たず、国会において一度も信任を得ていない事柄につき、貴殿個人の理想に過ぎない主張を、他国首脳に対し内閣総理大臣の名の下に勝手に提案することは、違憲であると考えます。

東アジア共同体構想実現の問題点は、上記 1) で述べたような、数値で測れる問題だけが問題なのではありません。国によっては反日感情があってわが国との利害が対立することもあるでしょう。宗教や慣習の違いなどにより、容易に共同できないこともあるでしょう。

リップサービスで済むような軽微な事柄ならまだしも、失政すれば全国民に多大な負担を強いるに止まらず、場合によってはわが国の存亡すらかかる、重要かつ実現可能性の極めて低い構想についての安直なご発言は、海外諸国からの誤解を招くだけでなく、わが国が長年に亘り法治国家として世界各国から受けていた評価を貶める行為であります。

まずは国民の声に耳を傾けるべきであり、この構想についてのご発言は、取り消すべきと考えます。

以上

住所

氏名

(印) (*ワープロの場合には印鑑が必要)

年齢

歳